

## 武豊町中小企業者等応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業が経営基盤の強化を図るため、新技術及び新事業の創出につながる研究開発等を実施することに対して交付する武豊町中小企業者等応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者等は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 町内に主たる事業所等がある個人事業者

イ 町内に本店を置く法人

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

イ 愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当する中小企業者等

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営

業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う中小企業者等

エ 政治団体又はこれに類する団体

オ 宗教上の組織又はこれに類する団体

カ 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する中小企業者等

キ アからオまでに掲げるもののほか、適当でない町長が認める者

（４）国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金等と第 5 条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助金の交付の対象とする。

（補助対象事業等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その基準は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

（１）設備投資事業

（２）販路開拓事業

（３）人材採用事業

（４）ふるさと納税返礼品開発事業

2 前項各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付は、同一年度につき補助対象事業ごとにそれぞれ 1 回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が同一の内容で複数年度に渡る場合は、当該補助対象事業に対し補助金を 1 回限りにおいて交付するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は別表第2補助対象事業の欄に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に掲げるとおりとし、補助金の額は補助対象経費の総額の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額の上限は、別表第3の補助対象事業の欄に応じ、それぞれ同表補助金の額の上限の欄に掲げるとおりとする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ武豊町中小企業者等応援補助金事業計画書(第1号様式。以下「計画書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(第2号様式)

(2) 企業の事業の概要が分かる書類

(3) 補助対象事業の詳細が分かる書類

(承認書の交付)

第7条 町長は、計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業であると認めるときは、武豊町中小企業者等応援補助金事業計画承認書(第3号様式。以下「計画承認書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(計画承認の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたと認めるとき。

(2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認めるとき。

(補助金の交付の申請)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、武豊町中小企業者等応援補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第5号様式）
  - (2) 経費の支払等を証する書類の写し
  - (3) 補助対象事業の実施を証する書類
- (交付の申請の受付等)

第10条 町長は、交付の申請の受付を先着順に行う。ただし、既に受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請を受理しないことができる。

(補助金の交付の決定)

第11条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、武豊町中小企業者等応援補助金交付決定通知書（第6号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第12条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、武豊町中小企業者等応援補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の不交付等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した

補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を町長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、町長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第 15 条 町長は、申請者又は補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に係る第 12 条から第 15 条までの規定については、同日後も、なお

その効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

| 補助対象事業 | 基準   |
|--------|--|
| 設備投資事業 | <p>次のいずれにも該当していること。ただし、機械装置又は測定機器の更新は対象外とし、借上又は購入する機器に関しては、必要とする根拠が分かる資料を提出すること。</p> <p>(1) 新技術又は新商品若しくは新しいサービスの開発を目的としている事業であること。</p> <p>(2) 販路が確保し、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>(3) 町内にて製造又は販売を行う事業であること。</p>                           |
| 販路開拓事業 | <p>新たな事業分野への開拓を目指す事業で次のいずれかに該当していること。</p> <p>(1) 市場調査、消費モニター調査及び知的財産に関する調査</p> <p>(2) 民間企業、公的機関及び大学で行う性能若しくは特性の測定又は評価</p> <p>(3) 製品又は商品のデザイン、パッケージデザイン、商標等の開発</p> <p>(4) 販路の開拓又は拡大に係る媒体の作成又は利用</p> <p>(5) 販路の開拓又は拡大を目的とした見本市への出展</p> |
| 人材採用事業 | <p>人材を採用するために、補助金の交付を申請する年度に情報誌及びインターネット情報サイトに求人情</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | 報を掲載又は合同企業説明会に参加していること。  |
| ふるさと納税返<br>礼品開発事業 | <p>武豊町ふるさと納税返礼品に関する事業で次のいずれかに該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ふるさと納税返礼品の開発を行う事業</li> <li>(2) ふるさと納税返礼品を提供するための資材等の製作事業</li> <li>(3) ふるさと納税返礼品の情報発信強化及び普及促進に係る事業</li> </ul> |

別表第 2（第 5 条関係）

| 補助対象事業        | 補助対象経費   |
|---------------|--|
| 設備投資事業        | 原材料費、機械装置又は測定機器等の借上料、機械装置又は測定機器等の購入費、調査費、外部専門家に対する謝金、外部専門家に対する旅費、会議費、会場借料、分析試験費、委託・外注費。ただし、維持費は補助対象外とし、委託・外注費は、補助対象経費総額の 3 分の 2 までとする。   |
| 販路開拓事業        | 資料購入費、資料作成費、調査費、分析試験費、委託・外注費、広報費、出展料、装飾費（レンタル可）。ただし、維持費は補助対象外とする。  |
| 人材採用事業        | 掲載料、出展料  |
| ふるさと納税返礼品開発事業 | 外部専門家に対する謝金、外部専門家に対する旅費、印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳費、原稿料、消耗品費、原材料費、機械装置又は測定機器等の借上料、機械装置又は測定機器等の購入費、出展料、調査研究、開発研究等の委託費。ただし、維持費は補助対象外とし、委託・外注費は、補助対象経費総額の 3 分の 2 までとする。 |

別表第 3（第 5 条関係）

| 補助対象事業 | 補助金の額の上限 |
|--------|----------|
| 設備投資事業 | 20 万円    |
| 販路開拓事業 | 10 万円    |
| 人材採用事業 | 10 万円    |

|                   |      |
|-------------------|------|
| ふるさと納税返<br>礼品開発事業 | 40万円 |
|-------------------|------|